

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

(1) 住宅ローン控除の特例措置

- ・所得税において、住宅を取得し、令和元年（平成31年）10月1日から令和2年（平成32年）12月31日までに居住を開始した場合に、住宅ローン控除期間を10年間から13年間に延長する。
- ・当該控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、個人市民税額から控除する。

区 分	現 行	今回の特例措置
居住時期	平成26年4月1日～ 令和3年（平成33年）12月31日	令和元年（平成31年）10月1日～ 令和2年（平成32年）12月31日
控除期間	10年	13年
控除額	年末のローン残高の1%を控除	延長された3年間の各年において <u>建物購入価格の2/3%</u> ※ただし、左記の控除額といずれか少ない方の額

※個人市民税から控除された住宅ローン控除については、全額を国費で補填

（付則第8条の3の2）

(2) 住民税における住宅ローン控除の適用要件の廃止

- ・「市県民税の納税通知書が送達される時までに、住宅ローン控除の特例に関する事項が記載された申告書等が提出された場合に限る」とする要件を廃止する。

現 行	市県民税の納税通知書が送達される時までに申告書が提出された場合に限り、住民税からの控除の対象とする。
改正後	市県民税の納税通知書の送達後に申告書が提出された場合であっても、住民税からの控除の対象とする。

（付則第8条の3の2）

2. 軽自動車税関係

(1) 経年車両に対する重課税率

- ・賦課期日（4月1日）において、初回登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する次の表の軽自動車税の重課税率を、平成31年度分までの措置とする。
- ・令和2年度（平成32年度）以降の軽自動車税の種別割については、当分の間、重課措置を継続する。

【別途条例改正】

区 分			標準税率	重課税率
三輪			3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	6,900円	8,200円
		自家用	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,800円	4,500円
		自家用	5,000円	6,000円

（付則第29条）

(2) グリーン化特例（軽課）措置

- ・平成31年度の軽自動車税にかかるグリーン化特例措置については、現行の措置を継続する。
- ・令和2・3年度（平成32・33年度）の軽自動車税の種別割にかかるグリーン化特例措置についても、現行の措置を継続する。【別途条例改正】
- ・令和4・5年度（平成34・35年度）の軽自動車税の種別割にかかるグリーン化特例措置については、電気自動車等に限定する。【別途条例改正】

対象車両	現行軽減率	軽自動車税	軽自動車税種別割	
		平成31年度	令和2・3年度 (平成32・33年度)	令和4・5年度 (平成34・35年度)
電気自動車等	75%	75%	75%	75%
2020年度燃費基準+30%達成車	50%	50%	50%	軽減なし
2020年度燃費基準+10%達成車	25%	25%	25%	軽減なし

※表中の各年度は課税年度

(付則第29条)